

内閣參質第四四号

昭和二十五年四月十八日

内閣總理大臣 吉田

茂

參議院議長 佐藤尚武殿

參議院議員田中利勝君提出開拓農業に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員田中利勝君提出、開拓農業に関する質問に対する答弁書

一、(一) 営農型態別に分類した開拓地の現況(地区別、農家戸数別)

開拓地の営農型態は、一年一作地帯においては畜産を大きくとり入れた混同經營、二年三作地帯においては養畜穀作混同經營、一年二作地帯においては主穀有畜經營の原型をとり、これに農畜産加工、果樹、特用作物を立地條件に即して適当にとり入れ、消費地に近いところでは蔬菜を多くとり入れた適地適生産、適地適生活の営農型態をとらせることとし、現在經營規模、經營組織の整備充実に向つて進んでいるが、未だ完成の域に達しないものが大部分で、概ね一部家畜を加味した穀販中心の經營の段階である。しかして現在入植者の約五割は食糧自給を達成していると認められる。

従つて現在の状態を営農型態別に分類すると大略左の如くである。(昭和二十四年二月末現在、開拓地営農統計による。)

型態別	入植戸数 千戸
一年一作型	二一
二年三作型	二〇
一年二作型	六七

(二) 開拓地に導入された家畜の種類頭数(総数及び開拓農家当頭数)、政府の助成内容、将来の導入

計画概要

1 開拓地(純粹入植者)に導入された家畜の種類頭数は昭和二十四年二月末現在(開拓地營農統計)で左の通りである。

家畜別	内 地	北海道	計
役 馬	四、八七七頭	六、七九二頭	一一、六六九頭
役 牛	一五、一七七	一〇三	一五、三八〇
乳 牛	三、五六〇	一、三〇三	四、八六三
緬 羊	六、一一三	二、四五四	八、五六七
山 羊	二五、一三四	一、四四一	二六、五七五
豚	一一、二三三	二、六五六	一四、八七八
家 兔	一〇、三、四五六	六、一〇〇	一〇、九、五五六
鶏	二三一、八七〇羽	四二、七五〇羽	二七四、六二〇羽
あ ひ る	五、四八〇	六七	五、五四七

2 開拓農家當種類別頭數

昭和二十四年二月末現在において純粹入植者一〇〇戸当頭数を示せば左の通りであつて、参考のため既存農村の農家一〇〇戸当頭数と比較すると役牛馬の数はその半ばであるが、乳牛及び中家畜は開拓地の方が多い導入されている。

家畜別 (参考)
入植者
一〇〇戸当頭数(A)
農家
一〇〇戸当頭数(B)
既在農村
ABに対する
比率
五〇%

役馬	九
役牛	一四
乳牛	三五
綿羊	四〇
山羊	一八
豚	三五
兎	一五〇
鶏	一一五
あひる	五〇%
一	一
二	一
三	一
四	一
五	一
六	一
七	一
八	一
九	一
一〇	一
一一	一
一二	一
一二三	一
一二四	一
一二五	一
一二六	一
一二七	一
一二八	一
一二九	一
一二九〇	一
一二九一	一
一二九二	一
一二九三	一
一二九四	一
一二九五	一
一二九六	一
一二九七	一
一二九八	一
一二九九	一
一二九〇〇	一

3 政府の助成の内容

昭和二十一年度は牛馬二、〇〇〇頭の購入補助金を交付し、昭和二十二年度には牛馬三七〇頭の導入を助成したが、昭和二十三年度以降は開拓者資金融通法による當農資金をもつて導入を図ることにし、同年度は馬一、九六〇頭、牛四、八〇五頭、乳牛九八一頭、計七、七一六頭(この融資金三一、九九〇、〇〇〇円)を導入した。昭和二十四年度は同様に融資金三六四、七八〇、〇〇〇円を

もつて役畜五、六一二頭の導入を図ることとして発足したが牛馬価格暴落のため実際においてはこの資金で約一万頭の導入が行われたと推定される。

(二四年度実績は目下取りまとめ中)

4 将来の導入計画の概要

従来と同様国の資金融通による導入を行う計画で昭和二十五年度は牛馬資金二五〇、〇〇〇、〇〇〇円を予定している。

その他開拓者が信用基金融通による導入を行なう計画で昭和二十五年度は牛馬資金二五〇、〇〇〇、〇〇〇円を予定している。主として中小家畜の購入を行うはずであるし、また各都道府県に対し努めて地方費をもつて家畜導入補助費の計上を勧めているが、昭和二四年度予算において総額約六千万円にのぼっている状況であつて、上記の政府の融資による導入と相まつて一層家畜の充実を図らせる計画である。

(三) 開拓地に建設された農業上必要な諸施設の種類別、個数—政府の助成内容、将来の建設計画
1、種類別個数

イ、開拓者資金融通法第三号資金(共同施設資金)により過去三ヶ年(昭和二二、二三、二四年)に導入された共同加工施設は左の通りである。

農業加工施設 三五〇ヶ所 奮產加工施設四五ヶ所

林産加工施設 六五ヶ所 水產加工施設一〇ヶ所

其 他

三二ヶ所

総計五〇二ヶ所

右五〇二ヶ所に対する国の融資額は一六、一〇〇万円である。

口、開拓地(純粹入植者)の昭和二四年二月末現在(開拓地營農統計)における主要農機具の設置数は左の通りである。

電動機	一、三三四	その他原動機	九七六台
和すき	一一、八二四	ブラウ	九、二三五
碎土機	七、七四六	中耕除草機	一一、六七七
ふんむ機	一〇、四六四	人力脱穀機	一一〇、〇四一
動力脱穀機	一、三五三	とうみ	一四、二六四
動力米支機	五五九	動力製粉機	四八八
リヤカー荷車	二三、五〇六	牛馬車	一〇、五三〇

2、政府の助成内容

開拓者資金融通法による營農資金、(入植後三ヶ年まで貸付)、共同施設資金の融通を營農指導と結びつけつつ行つている。

3、将来の建設計画

前項の助成内容を継続し新規入植者に対し營農資金を融通して營農の基本施設を備えさせる

とともに共同施設資金の融通により農産加工等の共同施設を普及し當農の確立充実を図らせる計画である。

(四) 開拓地における土地改良事業の実施状況

1 開墾國庫経費年次別調

内 地	集 団 地			小 团 地			要 摘
	度	建 設 工 事 費 (開 墓)	開 墓 作 業 补 助	合 計	助 金	補 助 開 墓 補 助	
二〇	一〇、七〇、三三	一〇、七〇、三三	二一、四〇、九九	一六、八〇、九九	九、九、九九	九、九、九九	（集団地は全額國費 道路五割補助）
二一	一一、一〇、九九	一一、一〇、九九	二二、二〇、九九	一九、一〇、九九	九、九、九九	九、九、九九	（小團地は開墾六割 道路五割補助）
二二	一一、一〇、九九	一一、一〇、九九	二二、二〇、九九	一九、一〇、九九	九、九、九九	九、九、九九	（集団地は全額國費 道路五割補助）
二三	一一、一〇、九九	一一、一〇、九九	二二、二〇、九九	一九、一〇、九九	九、九、九九	九、九、九九	（小團地は開墾四割 道路五割補助）
	一一、一〇、九九	一一、一〇、九九	二二、二〇、九九	一九、一〇、九九	九、九、九九	九、九、九九	（集団地は全額國費 建設工事は全額國費 開墾作業は新入植七割 既入植六割ののみ二割補助）
	一一、一〇、九九	一一、一〇、九九	二二、二〇、九九	一九、一〇、九九	九、九、九九	九、九、九九	（建設工事は全額國費 開墾作業は新入植七割 既入植六割ののみ二割補助）

一一四 一七〇六九八〇〇〇 五二六六四〇〇〇 一八三〇五〇〇〇〇 五六五〇〇〇〇〇 一八二三五〇〇〇〇

建設工事は全額国
費開墾作業は平均均
地は開墾三割補助
工事五割補助

一一五 一七〇六九八〇〇〇 五二六六四〇〇〇〇 一八三〇五〇〇〇〇〇 五六五〇〇〇〇〇〇 一八二三五〇〇〇〇〇

建設工事は全額国
費開墾作業は平均均
地は補助工事のみ
六割補助

計 一七〇六九八〇〇〇〇 五二六六四〇〇〇〇〇 一八三〇五〇〇〇〇〇〇 五六五〇〇〇〇〇〇〇 一八二三五〇〇〇〇〇〇

備考

二、二二二二三年度の集団地には建設工事と開墾作業の区分はない。

二、二四一二五年度の集団地開墾作業は開墾進度四〇%まで六割、補助四〇一八〇%は三割補助、八〇%以上には補助なく平均三、六割補助である。

開墾進度状況

年 度	集 団 地 開 墾			小 團 地 開 墾			計
	田	畑	計	田	畠	計	
二 二 二 二	四九 町	三、五五 町	三、九五 町	三、二九 町	九、五八 町	五、六九 町	三、六三 町
	三、五五 町	三、九五 町	三、二九 町	三、一九 町	九、五八 町	五、六九 町	三、六三 町
	三、五五 町	三、九五 町	三、二九 町	三、一九 町	九、五八 町	五、六九 町	三、六三 町

備 考

北海道

北海道開拓予定地約七十万町歩のうち特殊の土地改良を必要とするものは、泥炭地、重粘土地のように特殊土壤地帯の改良であつて開墾適地として予定しているものは約一三万町歩であるが、これら地帶には排水、客土等の改良工事が必要であるが、これには可成の経費を必要とするので適確なる計画の下に技術的可能性と経済効果を判定の上、優位のものより実施していく。

二十四年度までに工事着手したものは約六〇地区面積四万町歩で明渠排水は計画受益面積三五、〇〇町に対し二十四年度迄に一七、〇〇町歩(五〇%)客土は計画面積一九、〇〇町歩に対しても四年度迄に一、〇〇〇町歩(五%)を実施している。

代行開渠経費及び戸数

年度 建設工事費 開渠作業費 計

円

入植戸数 摘要

三九、八〇手、四九、

二三、二三戸

全額補助

五四、〇七手、五三、

一八、五九戸

全額補助

六九、七一手、五三、

三、一五戸

(既入植) 建設工事は全額補助
作業は六割及び三割

六三、〇六手、一四、

二八、三三戸

全額補助

七八、〇四手、四九、

七七、四三戸

全額補助

二九、一五手、三七、

三〇、八三戸

右に同じ

計

補助開渠経費及び戸数

年度

補助額

戸数

摘要

取

円

二二〇 三三五六、〇〇〇 円

四、五五五 戸

四割補助

四割補助

五割補助

六、八二二 戸

二三 二三、七五六、三六八 四、二七九 三割補助

二四 八、六九四、〇〇〇 二、三六〇 三割補助

計 六四、八一〇、六九一 一八、〇一五

開墾度表

年 度

輔 助 開 墾

合 計

摘

要

田 町 畜 計

田 町 畜 計

田 町 畜 計

摘

二〇 二一 二二 二三 二四

二一 二二 二三 二四

二一 二二 二三 二四

一 計 一 計 一 計 一 計

一 計 一 計 一 計 一 計

一 計 一 計 一 計 一 計

入植並びに増反戸数

一、北海道

集 團 地

小 團 地

計

年 度
入植戸数
增 反 戶 数

入植戸数
增 反 戶 数

入植戸数
增 反 戶 数

摘

要

一

三

二一	八、〇八二	四、五五五	一	一	一	八、〇八二	四、五五五
二二	六、三七八	六、八二一	一	一	一	六、三七八	六、八二一
二三	四、五一六	一一九	一	一	一	四、一六〇	四、五一六
三四	五、一五六	五〇〇	一	一	一	一、八六〇	五、一五六
四五	三、五〇〇	五〇〇	一	一	一	二〇〇	三、五〇〇
五五	三、五〇〇	五〇〇	一	一	一	一、五〇〇	一、五〇〇
計	三一、八三三	一二一、四九五	一	一	一	八、〇二〇	三一、八三三
			一	一	一	一一、五一五	一一、五一五

二、内地(都府県計)

年 度	集 团 地		小 团 地		計	
	入植戸数	増反戸数	入植戸数	増反戸数	入植戸数	増反戸数
二〇	三〇、九七	三、一六	一〇、五〇	一〇、五〇	一〇、五〇	一〇、五〇
二一	三〇、九七	三、一六	一〇、五〇	一〇、五〇	一〇、五〇	一〇、五〇
二二	三〇、九七	三、一六	一〇、五〇	一〇、五〇	一〇、五〇	一〇、五〇
二三	三〇、九七	三、一六	一〇、五〇	一〇、五〇	一〇、五〇	一〇、五〇
三四	三〇、九七	三、一六	一〇、五〇	一〇、五〇	一〇、五〇	一〇、五〇
四五	三〇、九七	三、一六	一〇、五〇	一〇、五〇	一〇、五〇	一〇、五〇
五五	六、五〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇
計	一〇〇、八〇〇	三三、三九	三三、三九	三三、三九	三三、三九	三三、三九

摘要

要

1 昭和二〇一二三年度は入植並びに増反実績戸数で、二四年度は計画戸数である。しかして二三年度及び二四年度の入植戸数は助成戸数の外に非助成入植戸数を含む。

2 昭和二十五年度の入植戸数(非助成入植戸数を含む)並びに増反戸数は推定戸数である。

3 昭和二十四年度及び二十五年度の入植並びに増反戸数の集団地、小田地別戸数は推定である。

2

開拓地土壤改良事業

開拓地の土壤は概ね強酸性、焼酸欠乏、有機質欠乏等が甚だしいので、これを速かに熟地化するため左の事業を実施している。

イ、土壤調査、施肥試験の実施及び改良指導

既入植地区の開墾地を対象とし各都道府県農事試験場に委託して、昭和二十三年度内地四万町歩、昭和二十四年度内地四万町歩、北海道一万五千町歩、昭和二十五年度内地三万町歩、北海道一万町歩の土壤調査を行い、あわせて代表地区の施肥試験を実施し、その結果を発表周知させるとともに開拓地常駐土壤指導員等による現地展示圃の設置、巡回指導班派遣等により、開拓者に土壤改良の急務を認識させ改良に努力をさせつつある。

ロ、酸性矯正のため炭酸カルシウムの導入を行つてゐる。即ち開拓者資金融通法の運用により特殊融資の方法をもつて、昭和二十三年度六万トン、昭和二十四年度五万トン(土壤調査の結果

に基き適量を入れるが、平均一町当二トン程度)を導入した。昭和二十五年度は米国対日援助見返資金によりこれが導入を引き続き実施の計画である。

ハ、磷酸質肥料の増配措置を講じてある。即ち農業生産計画による主要食糧作物に対しても基準配給量のほか開拓地には特に昭和二十三年秋肥(反当以下同じ)一貫昭和二十四年春肥一貫、秋肥二貫昭和二十五年春肥二貫を増配し、また供出対象とならない新墾地にも特別に昭和二十四年春秋肥各三貫、昭和二十五年春肥五貫を増配した。

なお窒素質肥料についても昭和二十四年秋肥は作物別を問わず三貫、新墾地には昭和二十四年春秋肥及び昭和二十五年春肥各三貫の増配を行つた。

ニ、有機質の増施については家畜の導入と相俟つて厩堆肥綠肥の増産を奨励しつつある。

(一) 開墾作業補助金について

1 内地分

区 分	補助金総額	反当補助金	一戸当補助金額			備 考
			入 円	植 円	増 反 円	
昭和二十一年	二,〇六,九七,〇六	二七,五七,二七	一八〇・〇〇	一、〇六	六・九九	
二十二年	九九,九三,去一	一,〇〇〦・〇〇	七・三一	一、八五		

考

一五年	五七、六九四、〇〇	一、三九・〇〇
二六年	四二、九六六、三〇	三、八一〇
二七年	三六、二三、〇〇	三、〇六七
二八年	三九、九七四、五〇	三、〇〇九
二九年	三七、四〇、〇〦	三、〇〇六
三〇年	三五、四五〇、〇〦	三、〇〇六

(1) 開拓農家に対する營農資金融資の実績と償還成績。

開拓者融資金は營農資金、住宅資金、共同施設資金に分かれており、營農資金は昭和二十一年度より貸付け、二十四年度迄の貸付総額四、五〇五、六九八、四七六円五〇で住宅資金は同じく昭和二十一年度より貸付け、二十四年度迄の貸付総額五九四、六五一、一七八円で共同施設資金は昭和二十三年度貸付け二十四年迄の貸付総額一六一、一二三、二四〇円であつて、資金別、年次別貸付状況は

別表の通りである。

營農資金、住宅資金は五ヶ年据置十五ヶ年均等年賦償還であつて昭和二十六年度において定期償還が始まるが、共同施設資金は据置一ヶ年十五年均等年賦償還であるので、昭和二十四年度は第一回定期償還期で別表の通り八、六二七、三八〇円が償還予定額であるが四月十日迄に六、九六二、六〇

五円納入ずみであつて好成績と認められ、未納の分も出納閉鎖期(四月末迄)には完納の見込みである。

1 営農資金

貸付年度	貸付戸数	貸付金額	備考
昭和二二年度	四四、八〇五	三一四、六〇二、一二八	
" 二三年度	四六、四〇一	三八一、三〇九、四九四	
" 二三年度	一〇三、九六一	二、三五八、五九三、八五四・五〇	
" 二四年度		一、四五一、一九四、〇〇〇	
計		四、五〇五、六九八、四七六・五〇	

2 住宅資金

貸付年度	貸付戸数	貸付金額	備考
昭和二二年度	四四、八〇五	九六、三九七、八七二	
" 二三年度	四七、〇六二	四二〇、四一七、三〇六	
" 二三年度	三、七二三	七七、八三六、〇〇〇	
計		五九四、六五一、一七八	

3 共同施設資金

貸付年度

貸付戸数

貸付金額 円

備考

昭和二三年度

四二六

九八、三一三、一四〇

予算額

" 二四年度

一

六一、九〇〇、〇〇〇

計

一六一、二一三、二四〇

4 昭和二十四年度年賦償還予定額

償還年度

資金別

償還予定額

備考

昭和二四年度

共同施設資金

八、六二七、三八〇 円

(三) 債還不能の場合政府のとるべき措置

共同施設資金についてはその事業經營の内容からみても相当の収益があるので、年賦金の償還は困難ではなく、現にその第一回の二十四年度成績も前述の如く好成績を示しているが、昭和二十六年度から始まる一般營農資金及び住宅資金の償還についてはその償還不能のものも予想される。これについては法令にその措置を明記し完全なる回収を期している。

三、(二) 緊急開拓事業の対象となるべき開墾適地面積

終戦直後に立てられた緊急開拓事業計画においては、一五五万町歩の開墾が目標になつてゐるが、この面積については、その後色々と論議されてゐる。この数字を再検討してわが国になお残されている開拓適地の面積を適確に知ることは今後開拓政策を進めて行く上に必要なことであるが、

そのためには既存の資料を利用するほか、更に詳細な現地調査を必要とする。しかし全国に汎つて実際に現地調査を行うことは経費や調査に参加できる技術者の数などから考えて実施し難いので日本農地局をして抽出法によつて一部の現地調査を行い、その結果と既存資料とから右の面積を算出する作業を実施せしめているが、これは大体六月中には完了の予定である。

(二) 昭和二十五年度以降開墾地取得見込面積

昭和二十五年度においては、多額の国家投資を必要とせず容易に開拓可能な土地を取得すること。即ち開拓のための基本施設に多額の経費を必要としない土地を優先的に取扱い、また國家の物質的助成を必要とする入植用地よりも地元農家の増反用地及び助成を必要としない入植用地を優先的に取扱うことを第一條件として都道府県が自主的に定めた取得目標面積に従つて次の如き面積の取得を計画している。

なお、本年度の未墾地取得見込面積は(三)の3の次に掲げた通りである。昭和二十六年度以降については未だ決定していない。

(三) 開墾予定地取得の公正を期するために取りつづある措置

開拓適地を公正に選定するためには次の諸点について適切な措置を講じておく必要がある。即ち

1 開拓地として取得せらるべき土地は開拓しても将来安定した農業が成立つ見込があり、且つ開

拓に振り向ける方が他の利用に振り向けるよりも國民經濟的に有利であり、また土地保全に重大な悪影響を及ぼすおそれのない土地でなければならぬから、この点開拓地となし得る土地の自然的社會的な資格條件を定め、その條件を満足しないような土地は開拓適地として選定しないようすること。

2 右の條件にてらして適地であるかどうかを定めるための調査ができる限り科学的且つ周到に行なうようにししかもこの調査には有能な技術者を従事せしめること。

3 調査並びにその判定が果して妥当であるかどうかを公正に審議すること。

政府は、関係各省及び総司令部天然資源局と協議の上、右の諸点に関し一定の基準を定め、昭和二十四年一月十八日付農林次官通達を以て(一四開第六三二号開拓適地選定の基準に関する件)都道府県知事、營林局長、農地事務局長に指示している。

昭和二十四年一年十八日以後における開拓適地の選定はすべてこの基準が定める方法及び手続きに従つてこれを行つているからすべて公正に行われているものと考える。

未墾地取得見込面積

地 方 名 一五年度

北 海 道 一〇〇〇〇

京

東

台

仙

長山東千群崎樹茨小福山秋宮岩青

奈

野梨川京葉玉馬木城計島形田城手森

二一〇 二六五〇 二〇五〇 一八〇〇 三〇〇〇 二五〇〇 五五〇〇

七五

七〇三

九五〇

八四三

三〇〇〇

一八〇〇

三〇〇〇

三〇〇〇

都 京

沢 金

奈 兵 大 京 滋 三 愛 岐 小 福 石 富 新 小 靜

良 庫 阪 都 賀 重 知 阜 計 井 川 山 濶 計 岡

一、二六三 九三七 一、二一五
三〇五 三一八 三〇五
二〇〇 三〇〇 二〇〇
四〇〇 三〇〇 四〇〇
六三〇 三〇〇 五〇〇
一五〇 四五〇 五〇〇

本 分	熊 本	八〇〇
大 宮	崎	一、〇〇〇
鹿 兒 島		一、三〇七

内 地 計 四八、二四六

総 計

六八、二四六

四、(二) 海外開拓引揚者の入植数と現在入植を希望する者の数及び今後の入植可能数

樺 太 農 家	入 植 数	二五年度入植希望数	今後の入植希望見込数
満 洲 開 拓 民	二六、四九九	一一、五〇〇	一〇、〇〇〇
	六、三〇〇	三、〇〇〇	一、五〇〇
計	三二、七九九	一四、五〇〇	一一、五〇〇

備 考

(一) 「入植数」は昭和二十五年三月末現在戸数(推定)である。

(二) 「昭和二十五年度入植希望数」は、昭和二十四年八月末現在戸数である。

(三) 今後の入植希望見込数は、今後の帰還推定戸数の概ね五〇%である。

なお二十五年度入植計画(予算)戸数は一〇,〇〇〇戸であるから、本年度の実績に応じて、
本年度希望者一四、五〇〇戸中入植のできなかつた者は、今後の入植希望見込戸数に含めるこ
とになる。

(1) 入植者の審査の結果に関する概要

1 入植者の場合

イ、応募数

年 度	農 林 業			そ の 他	計	
	引 揚	一 般	計			
二〇一三年度	四、八七	三、三九	七、二六	二、二九	一、二九	十四、六九
二〇二二年度	三、三九	三、三九	六、七八	一、三七	一、三七	八、一五
二〇二〇年度	一、五〇	一、五〇	二、九九	一、一九	一、一九	二、三九
二〇一九年度	一、五〇	一、五〇	二、九九	一、一九	一、一九	二、三九
二〇一八年度	一、五〇	一、五〇	二、九九	一、一九	一、一九	二、三九
二〇一七年度	一、五〇	一、五〇	二、九九	一、一九	一、一九	二、三九
二〇一六年度	一、五〇	一、五〇	二、九九	一、一九	一、一九	二、三九
二〇一五年度	一、五〇	一、五〇	二、九九	一、一九	一、一九	二、三九

二二二年度 二二〇四七 二六、七九一 二八、八〇一 一、七五 五、四〇一 七、三一六 一三、八三三 三、一九九 三、〇三一

ハ、適格数

年 度 農 林 業 そ の 他 計

引 揚 一 般 計

二〇一
二二二年度

二二二年度

二二二年度

2 増反者の場合

年 度 応募数

二二〇一一二二二年度

二二二二年 度

二二二三年 度

五二九、〇三七
計

選 衡 数

三〇八、一〇三

九五、三一一

一二六、五二三

五二九、〇三七
計

適 格 数

三〇六、五六七

七二、一九〇

一〇八、三八三

八八、一四五
四六七、〇〇二

備考

(二) 昭和二十、二十一年度においては、入植者、増反者とも選衡は都道府県の方針に基いて実施せしめたので夫々の実態は確一ではない。

従つて応募数は、計画戸数(応募予定戸数)であり、適格数は入植及び増反の実績数である。

(1) 昭和二十二年度以降においては、嚴重な選衡を実施し、その結果を取りまとめているので二十二年度のみ増反の選衡の結果を取りまとめていないので二十一、二十一年度に準じて作成した。

なお二十二年度適格数は、職業別、地域別の調査を関連性なく、実施しているので、本表においては職業別に記載した。

(3) 昭和二十四年度の概要は、目下調査中であるので本表から除外した。

(4) 応募数、選衡数、適格数の各欄の職業別の「その他」とは、商工業、田職業軍人等である。

(5) 各年度の入植は適格者のうちから当該年度の予算に応じて実施する。

(3) 昭和二十五年度以降入植予定戸数(純粹入植農家及び増反農家別)

1 入 植

昭和二十五年度においては国家財政の都合により一〇、〇〇戸を認められたが、二十六年度以降最低毎年一〇、〇〇戸以上実施したい。

2 増 反

昭和二十五年度においては国家財政の都合により八〇、〇〇戸を認められたが、二十六年度以降最低毎年八〇、〇〇戸以上実施したい。